

第 34 期目録委員会記録 No.6

第 6 回委員会

日時：2013 年 10 月 26 日（土）14 時～17 時 15 分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、鴫田、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 『日本目録規則』改訂における NDL との連携について（4 ページ-A4、原井委員長）
2. NCR 作業体制変更（案）（1 ページ-A4、原井委員長）
3. 現行 NCR の序説、記述総則、標目総則等の目次（3 ページ-A4、原井委員長）
4. 総説目次対照表（2 ページ-A4、原井委員長）
5. 第 II 部総則目次対照表（2 ページ-A4、原井委員長）
6. 新 NCR の総説・総則等の目次案（2 ページ-A4、原井委員長）
7. 序文・総説・記述総則本文案（3 ページ-A4、原井委員長）
8. 新しい『日本目録規則』策定に関する関係機関との事前協議について（3 ページ-A4、田代委員）
9. 新 NCR 策定に係る NDL 発信文書の書式（2 ページ-A4、田代委員）
10. 本則、別法、任意規定等の扱い（3 ページ-A4、田代委員）
11. 用語表現検討リスト（8 ページ-A4、田代委員）
12. NCR201X 年版の表記統一について（3 ページ-A4、田代委員）
13. 第 III 部ユニット A B C D G H I J（目録委員会原案）（計 59 ページ-A4、古川委員）
14. 「タイトル・責任表示（下位レベル）」に関するメモ（別紙あり）（計 6 ページ-A4、古川委員）
15. 資料に関する記録 ユニット F 版に関する事項（8 ページ-A4、本多委員）
16. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット E 責任表示（基礎レベル）（計 13 ページ-A4、木下委員）
17. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）（計 31 ページ-A4、河野委員）
18. 第 34 期目録委員会記録 No.4
19. 第 34 期目録委員会記録 No.5（案）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

第5回委員会の記録案（資料19）について確認した。

2. 新しい『日本目録規則』策定に関する、NDLの関係機関との事前協議について

資料8に基づき、以下のとおり説明が行われた。

- ・7月の目録委員会で予定説明したとおり、9月から10月にかけて、8月22日付け連名文書「『日本目録規則』改訂の基本方針」に基づき、(株)図書館流通センター、(株)トーン、(株)日販図書館サービスのMARC作成会社3社、東京都立中央図書館、(株)トッカータ、国文学研究資料館に対して、新NCR策定についての報告、意見交換等を行った。反対意見は示されなかった。
- ・残るNIIとの事前協議はこれから日程調整等を行う。

3. 日本図書館協会目録委員会「『日本目録規則』改訂におけるNDLとの連携について」『図書館雑誌』2013年12月号の原稿確定

資料1に基づき説明され、了承された。

[検討事項]

1. NCR作業体制変更（案）

委員長から資料2に基づき提案があり、意見交換、確認を行った。

(1) NII選出委員について

- ・NII選出の藤井委員が目録委員会委員を辞任した。
- ・NIIは従来の形での委員選出は当面困難な状況であり、連絡委員（1名）という形で選出する。連絡委員は目録委員会の作業の進捗を把握し、また目録委員会からの要請に応じてNIIの資料を提供する役割を担う。 → NII選出委員は当面連絡委員となる旨、了承された。

(2) 作業分担・スケジュールの変更

- ・上記事由により、作業分担について、「II X 資料・刊行方式（継続資料）」の担当は原井委員長に変更。検討時期は2013年度後半。
- ・同じく「III・J タイトル・責任表示（上位レベル）」の担当変更の必要が生じ、同下位レベルの検討と一体として行うのが適切という提案により、古川委員の担当となった。両者の検討時期は、RDA該当箇所についてのJSCの検討状況に合わせる必要から、2014年度前半に変更となった。

2. 新 NDL 策定に係る NDL 発信文書の書式

資料 9 に基づき提案があり、確認した。

- ・今後、NDL と目録委員会との間で、方針案及び規則案を改訂しながら往復させることになる。文書を特定しやすいように、NDL 発信文書に所定の体系による文書番号を付し、同一文書の改訂については、これを識別できるように文書番号末尾に「改 1」、「改 2」…を追加し、さらに文書末尾に改訂履歴を設ける。

3. 「用語表現検討リスト」及び「NCR201X 年版の表記統一について」

資料 11、12 に基づき提案があり、確認した。

- ・両者を、1 エクセルファイルにまとめた。今回は印刷配布資料としたが、今後は更新して ML に送付するだけにする。

4. NCR 改訂について

各担当委員から資料に基づいた説明があり、意見交換を行った。

(1) 本則、別法、任意規定等の扱い（資料 10）

- ・ RDA とは異なり、別法、任意規定は、本則の条項番号を伴うスタイルにする。
- ・ 現行 NCR と異なるのは、以下の 2 点である。
 - ・ 「条項番号+別法」とはせず、判別をより容易にするために、「条項番号+見出し語句」を一体として捉え、「条項番号+見出し語句+別法」というスタイルにする。
 - ・ 任意規定を RDA と同じく、「任意付加」、「任意削除」に二分する。
- ・ 任意規定が二つある場合、「任意規定 1」、「任意規定 2」のようにするのか、それとも複数の規定は採らずの一つにするのか、検討が必要である。
- ・ 任意規定の定義を、現行 NCR に倣って、本則の内容を「敷衍」するものとしているが、この言葉は適切とは思われず、検討が必要である。

(2) 現行 NCR の序説、記述総則、標目総則等の目次（資料 3）

- ・ 改訂 NCR では、目録委員会各期の報告は掲載しないことにしたい。その理由は、今回の改訂以降、NCR が目録委員会だけの著作ではなくなること、また、いつまでも過去の報告を遡って全て掲載するスタイルには限界があることである。
- ・ 今回の NCR 改訂関係者の名簿（目録委員会側、NDL 側両方）は掲載の必要がある。掲載箇所は未定（冒頭とは限らない）。
- ・ 本文に入る内容は規則そのものとなる構成にし、経緯等の周辺情報に係る内容は外したいと考える。その観点から見ると、現行 NCR の序説及び第 0 章は、両者が混在している。条項別に要不要を検討し、改訂 NCR に残すか否か整理した。
- ・ 記述総則の目次において現行 NCR と改訂 NCR の対照を、総説目次対照表において現行

NCR と RDA との対照を行った。

(3) 序文・総説・記述総則本文案（資料 7）

- ・総説案の冒頭を引用で始めているのは、総説に相応しい格調のある文章とは言い難い。
- ・NCR の目的という項目を掲げ、利用者ニーズへの対応、柔軟性、継続性、効率性、実務性という事項を挙げている点について、これ以上に目的はないと証明できず、記載するのは妥当ではない。規則に柔軟性、継続性、効率性といった事項を列記すること自体に疑問がある。 → 柔軟性、継続性、効率性については削除する。利用者ニーズへの対応、実務性については、それぞれ独立の項目を立てて説明することはせず、適切な位置に織り交ぜることとする。
- ・原則の中の「表現性」(representation) という語について、ICP の翻訳に用いられた語であるが、わかりにくいという意見があり、検討が必要である。
- ・今回提示した案はまだ細かく検討する段階にはなく、今後拡充して ML に送付する予定である。今は意見を求めることはしない。

(4) 第 II 部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）（資料 17）

<全般に関わることについて>

- ・表記について、「2 以上」とはせず、「複数」とする。また、「～が複数あるとき」とはせず、「複数の～があるとき」とする。(D.1.2F 及び D 目次での議論)
- ・記述対象／資料について、同じ意味を表す語として互換的に使ってよい。「資料」というとき、NCR では形態的に独立していることを要件としているという問題があり、これを避けるには「記述対象」(または「体现形」)を使用する。なお、「著作」という語は、著作／体现形という文脈における著作との混同を避けるため、資料を表す意味としての使用は避ける。(D.1.2E での議論)
- ・言葉の定義についてはできるだけ用語解説に委ね、条文との重複は避けるべきではないか。ただし、説明のために必要な場合があるため、条文から一切除外するという意味ではない。案文では、「範囲」という項目が、RDA と同じく、定義としての文章と、当該規定がどの範囲まで及ぶのかを示した文章の両方に使われてしまっている。いずれどのような文章を置くべき項目とするか判断する必要がある。(D.2.1 での議論)
- ・「A および B (またはその一方)」は、「A および (または) B」という表記にする。(D.2.1 での議論)。
- ・コア・エレメントについて、「範囲」の適切な位置に「コア・エレメントである。」という一文を入れる。なお、コア・エレメントでないときは、コア／非コアの二者択一であるから、わざわざその旨を示すことはしない。(D.2.1 別法での議論)
- ・用語解説のある語は、本文中ではアスタリスクを付して示すか。ただし、出現箇所全てに付すのは(見た目にも)煩瑣である。どのように表すかは検討する必要がある。
- ・通称／愛称／俗称は、「通称」に統一してはどうか。少なくとも俗称は使用しないことに

する。(D.3.1での議論)

- ・「bibliographic record」を訳せば、「書誌的記録」か「書誌レコード」になるが、「bibliographic record」とは、所蔵データは含まない語である。一方、NCRの「書誌的記録」は、所蔵データを含むものとしている。改訂NCRでは、「bibliographic record」に対応する語として、「書誌レコード」を当てることにする。「書誌レコード」は、アクセス・ポイントを含むと考える。(D.6.1での議論)
- ・「複数巻単行資料」(multipart monograph)という語については、よりよい訳語を引き続き検討する。ただし、multiは「多」ではなく複数(2以上)という意味であること、monographは日本語で表すことを条件として満たすこと。(D.7.1での議論)
- ・記録/記述については、現行NCRでの定義に従うと、一連の事項を組織的に構成して記すことを「記述」としており、「記録」は個々の事項を単独に記すことである。改訂NCRでは、「記録」が多く該当することになるだろうから、この点に注意して案文作成すること。(D.6での議論)

<個別の条項について>

・D.0.3 複製

- 「〇〇物」という語を用いないという方針に従い、「複製物」とはせず、「複製」とする。

・D.1.1〇 楽譜・音楽作品の録音資料

- タイトルが総称的な語のみから成る場合に限った規定を示すものであり、通称がある場合と混同しないように、このことを明示する必要がある。
- 「楽曲形式」という語は、現行NCRの楽曲形式名、ジャンル名などを含むと考える。検討が必要だが、今はこのままにする。
- 楽曲の通称、楽曲形式のどちらを本タイトルにするかは、転記の原則を尊重することからも、どちらの表示が大きいかなど、個々の資料のレイアウトに応じて決めるのが妥当である。一方、典拠形アクセス・ポイントでは、整った形式に従って表すことになる。
- 演奏手段、調・作曲年・番号を記録する際に、どの間をスペースで区切るか検討が必要である。

・D.1.1C 美術作品

- 改訂NCRでは、資料群別の規定をやめて、共通する一般的事項をまとめて規定しようとしている。その中で、資料群別に規定が必要となる個別事項を後置する場合、前提となる共通事項(D.1.1本文)のどの部分について追加した規定なのか明示する必要がある。(美術作品に限らず、各資料群について)

・ D.1.1L 複数の情報源のタイトルが相違しているとき

- 「Symphony no.9 in D minor, op.125 : “Choral”」という例示について、このままでは通称を常にタイトル関連情報として記録するように受け取られてしまう。通称を含む語句全体が本タイトルになる場合も、通称単独で本タイトルになる場合もあり、それぞれの例を、この「複数の情報源のタイトルが相違しているとき」の規定よりも前のどこかに示しておく必要がある。
- 「電子資料の場合、タイトル画面、その他の内部情報源、ラベル、付属資料、容器に表示されているタイトルが相違しているときは、これらのタイトル中に同一のものがあればそれを本タイトルとし、全部相違しているときは、優先順位に従って本タイトルを選定する」という現行 NCR の規定は、「同一のものがあればそれを本タイトルとし」という点が、タイトル画面が優先すべき情報源であることと齟齬を生じており、改める必要がある。すなわち、「電子資料の場合、表示されているタイトルが相違しているときは、この優先順位（タイトル画面、その他の内部情報源、ラベル、付属資料、容器）に従って本タイトルを選定する」旨の表現に改めるが、RDA の該当箇所と相違がないか確認する必要がある。

・ D.1.2A 誤記・誤植・脱字

- （RDA どおり）誤字があっても資料にあるがままの表示を本タイトルとするか、（現行 NCR どおり）訂正した形を本タイトルとするかという問題が懸案であった。改訂 NCR では、体現形は資料にあるがままの表示を優先し、正しい形での表示は典拠形アクセス・ポイントに任せるという考えから、本タイトルに限らず、記述全般において、資料にあるがままの表示を転記することを優先する（訂正した形は異形として記録する）ことを本則とする。
- 反対に誤記を訂正した形のほうを本タイトルとして記録するという別法を設ける必要がある。誤記をそのまま転記したデータに対しては、利用者や著者から訂正依頼がデータ作成機関に寄せられることが考えられる。実際には別法を採用する機関が多くなりそうである。なお、資料自体が修正されて出版されると、これまでは既存データに注記すれば済んだであろうが、これからは別の体現形としてデータ作成することになると考えられる。
- 逐次刊行物や更新資料は、後から刊行された状態を反映してデータを正すことになり、これも併せて規定する必要がある。

・ D.1.2C 同義語

- 狂牛病対策マニュアル／BSE 対策マニュアルのように、同義語による別の表現を示した項目の名称に「同義語」という語を充てることが適切か。より適切な表現がないか引き続き検討する。

・D.2.1 [並列タイトルの]範囲

- 「録音資料の場合、所定の情報源で、本タイトルの言語以外の言語で表示されている原タイトルが、他の要素と文法的に結び付けられていないときは、これを並列タイトルとする」という規定について、①これまで図書では原タイトルを並列タイトルに採っていなかったかもしれないが、録音資料に限定する必要はない。所定の情報源に表示されていれば、原タイトルであろうとなかろうと、並列タイトルと考えることにする（AACR2 から RDA への変更にも合致する）。②「他の要素と文法的に結び付けられていないときは」は、削除する。③「原タイトル」も並列タイトルに含むことは示す必要がある。ただし、用語解説にあればよく、条文中に示す必要はない。
- （上記一文に続く）「文法的に結びついている場合は、別タイトル、タイトル関連情報 … 等の各要素の部分として記録する」について、①「別タイトル」がなぜ示されているのか。②また、「本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字のタイトルが、他の要素と文法的に結びついている場合」といった表現に改める。

・D.2.1 別法

- コア・エレメント／非コア・エレメントを決めた段階で、「範囲」の別法自体が不要となる場合がある。一方、コア・エレメントと決めたとしても、条件によっては記録しないという別法が必要な場合も出てくる。

・D.3.1 [タイトル関連情報の]範囲

- 「範囲」の案文は、現行 NCR から引用したものであるが、「本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、資料中の各著作のタイトルに対するものもある」の一文は不要である。また、全体に言い回しを検討する必要がある。
- 楽譜における通称はタイトル関連情報とする旨の案文について、通称が本タイトルになる場合があることを考慮しなければならない。
- 例示の「メタモルフォーゼン : (変容)」の丸括弧は不要ではないか。(元データに丸括弧がある場合、削除しないという運用を行っていることによるのか。) 丸括弧を付すのであれば、その旨の規定が必要になるのではないか。いずれにせよ、この条項での例示には採用しない。

・D.5.1 [異形タイトルの]範囲

- 付属資料に現れるタイトルは、異形タイトルではなく、関連に記録するものとする。

・D.8.2 [キー・タイトルの]記録の方法

- キー・タイトル（及び略タイトル）は、資料中の表示の有無に拘わらずに記録する性格のものであり、また、RDA では情報源に「ISSN Register」を含めていることから、「情報源に表示されている通りに記録」ではなく、「情報源に基づいて記録」が妥当である。

(5) 「タイトル・責任表示（下位レベル）」に関するメモ（資料 14）

- ・内容細目の記録について、日本の現状は不安定と言える。NDL と NII の間で入力 of 積極度に相違があり、NACSIS-CAT 内の書誌レコード間には、ばらつきが大きい。
- ・RDA の現状も不安定である。
 - 内容細目の規定がなく、詳細とはいえおおむね例示のみにとどまっている。本年 11 月の JSC で討議される資料の中で、関連する著作及び関連する体现形に内容細目に関する規定が追加されている。
 - その資料では、内容細目として、典拠形アクセス・ポイントや本タイトルを記録するほか、さらに何を記録するかにまで遡って検討されている。
- ・立案上の注意点
 - 下位レベルの記録は、全て規定化するかどうかは別として、著作～個別資料の実体ごとに検討する必要がある。
 - 上位レベルと下位レベルは、一体的に考え、非対称な規定とならないようにする。
 - 列記方式は線的であるため、内容細目が複層となっている場合には、レコード上で適切に表現できるように工夫が必要となる。これについては、RDA の今後の規定にもよるが、線的な列記でなく、階層的構造的な記録に関する規定を設けるべきである。雑誌記事の特集記事や CD の収録作品などは複層構成となるものが多く、これに対応する必要があるからである。今回は、記号法と順序付けによる私案を示した。ただし、線的な列記しかできないデータ作成機関があることも考慮し、両方の記録方法が許容されるようにする必要もある。（検討に当たって、NDL 雑誌記事索引の複雑な階層をもつ例を見つけること。）
 - RDA にはない雑誌記事の例示を多く挙げる必要がある。

次回以降の委員会の予定

11 月 30 日（土）

- ユニット E 責任表示、ユニット F 版を中心に検討する。
- 本日検討したユニット D タイトルの改訂版は、次回会議に提出せずに、ML に送付する。

12 月 21 日（土）